

～相談事例～

こんな時、どうするの？ アスファルトカッターから出た泥状のものは汚泥

今回は、ここに掲載するような相談がなかったので、前から疑問に思っていたことを掲載し、皆様と悩んでみたいと思います。



(疑問)

表題にある通り、アスファルトを湿式カッターで切った時に出る泥状のものは、汚泥として扱われていると思います。廃棄物処理法で産業廃棄物は、第2条第4項に、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とあり、この汚泥に該当するとされていると思います。一方、乾式カッターでアスファルトを切った時に出る粉状のものは泥状を呈することはなく、がれきとして取り扱われています。がれきとは、廃棄物処理法施行令第2条第9項に、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物とあり、その大きさについての決まりはありませんので、がれきに該当することについて、疑問は生じません。

もともとはアスファルトを切ったことによって生じたものであって、水分を含むか否かの違いであり、湿式カッターで出た泥状のものも、がれきとすべきなのかなとも思えます。しかしながら、処分を考えると泥状のものの場合、がれきとしては適正に処分できないので、汚泥として取り扱われているものと思います。

また、小麦粉に不純物が混じってしまい処分すると、これは動植物性残さに該当します。動植物性残さとは、廃棄物処理法施行令第2条第4項に、食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物とあり、この3つの業種に該当しないと産業廃棄物ではなく一般廃棄物になります。小麦粉は通常加水し、パンやお菓子などの食品原料として利用されますが、製造段階でミスがあり廃棄物になってしまうこともあります。例えば、食品工場で異物が入り不要になった小麦粉の泥状を呈する場合は何に該当するのか。以前、行政の方に確認したときに、動植物性残さと回答を得たことがあり、泥状を呈していれば汚泥でいいのではと思ったことがあります。排出先が先ほどの3つの業種であれば、動植物性残さでも汚泥でも産業廃棄物になりますが、この業種以外の飲食店やホテルなどの場合は、一般廃棄物になり処理責任は市町村になります。この3つの業種以外は大量に発生することは稀ですが、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。先ほどのがれきのケースを考えると、汚泥でも良い感じがしますが、皆様はどちらを支持しますか。

(回答)

私は、動植物性残さでも汚泥でもどちらでも良いと思います。肝心なところは、きちんと適正処理されるかがポイントだと思います。ただし、廃棄物処理法で、悩んだり、迷ったり、困ったときは、自分の都合が良いように解釈せず、当協会に相談するか行政に確認してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（10月1日現在、10件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。